

令和 8 年度第 1 回労使間意見交換会  
議 事 要 旨

1 日 時：令和 8 年 9 月 29 日（火）9：56 ～ 11：20

2 会 場：秘書課研修室（本館 7 階：ドア No.774）

3 出席者：

|             |         |                   |
|-------------|---------|-------------------|
| 農林水産省       | 川 本 登   | 大臣官房秘書課長          |
| 同           | 中 尾 学   | 大臣官房予算課長          |
| 同           | 上 杉 和 貴 | 大臣官房地方課長          |
| 同           | 渡 邊 泰 輔 | 大臣官房統計部管理課長       |
| 同           | 石 岡 知 洋 | 消費・安全局総務課長        |
| 同           | 尾 室 義 典 | 農産局総務課長           |
| 同           | 廣 岡 亮 介 | 畜産局総務課長           |
| 同           | 峯 村 英 児 | 経営局総務課長           |
| 同           | 福 島 央   | 農村振興局総務課長         |
| 同           | 黒 井 哲 也 | 農林水産技術会議事務局研究調整課長 |
| 同           | 小 林 保 幸 | 林野庁林政課長           |
| 同           | 姫 野 崇 範 | 水産庁漁政課長           |
| 同           | 入 山 貴 之 | 大臣官房秘書課人事調査官      |
| 同           | 渡 邊 桃 代 | 大臣官房秘書課調査官        |
| 全農林労働組合中央本部 | 轟 政 浩   | 書記長               |
| 同           | 神 崎 信 夫 | 組織教宣部長            |
| 同           | 西 山 幸 宏 | 調査交渉部長（非現業担当）     |
| 同           | 千 葉 信 弘 | 調査交渉部長（独法担当）      |

（渡邊秘書課調査官）

ただいまから、令和 8 年度第 1 回労使間意見交換会を開催する。

開会に当たり、川本秘書課長から今回の労使間意見交換会の趣旨について説明する。

（川本秘書課長）

本日は、「令和 9 年度農林水産予算概算要求の概要」と「令和 9 年度機構・定員要求」を議題として労使間意見交換会を開催する。

いずれの議題も重要な案件であり、有意義な意見交換としたいので、御協力をお願いします。

（渡邊秘書課調査官）

本日は 2 つの議題があるため、2 部構成で実施することとしたい。

本日の配付資料は、第 1 部の資料として「令和 9 年度農林水産予算概算要求の概要」、第 2 部の資料として「令和 9 年度機構・定員要求について」である。

これらの資料については、議事要旨とともに農林水産省ホームページと職員掲示板に

掲載するので、予め承知願いたい。

それでは、まず、「令和９年度農林水産予算概算要求の概要」について、意見交換を始める。

まず、第１部の出席者を紹介する。

当局側として、川本秘書課長、中尾予算課長、渡邊統計部管理課長、石岡消費・安全局総務課長、尾室農産局総務課長、廣岡畜産局総務課長、福島農村振興局総務課長、黒井農林水産技術会議事務局研究調整課長、小林林野庁林政課長、姫野水産庁漁政課長、入山秘書課人事調査官、それに秘書課調査官の渡邊である。

職員団体側として、轟書記長、神崎組織教宣部長、西山調査交渉部長（非現業担当）、千葉調査交渉部長（独法担当）である。

それでは、「令和９年度農林水産予算概算要求の概要」について、中尾予算課長から説明させていただく。

（中尾予算課長）

令和９年度農林水産予算概算要求について説明する。

まず、白本の４頁「概算要求の骨子」を御覧いただきたい。

概算要求の総額は対前年度比 136.7%の３兆 1,377 億円としており、予算総額のうち、公共事業費は 128.1%の 9,003 億円、非公共事業費は 140.4%の 2兆 2,374 億円としている。

５頁は公共事業費の一覧である。

農業農村整備、林野公共、水産基盤整備について、対前年度比 130.0%の要求額としている。

続いて、概算要求のポイントを説明する。ページを戻り、２頁を御覧いただきたい。先ほど御説明した概算要求の総額、３兆 1,377 億円のほか、新たな水田政策、農業構造転換集中対策、食料安保、国土強靱化、TPP 等対策等を事項要求とし、予算編成過程で検討することとしている。

まず、『「強く豊かな日本」投資枠』活用項目である「日本成長戦略等を踏まえた潜在成長率の引上げ」は、農業構造転換集中対策、フードテックの推進、食農分野におけるGX投資拡大、国産材サプライチェーン強靱化、漁業経営の協業化・法人化促進等に必要な予算を要求している。

次に、「農林水産業の構造転換による成長産業化及び食料安全保障の強化」として、まず、「①食料安全保障の強化」については、新たな水田政策、食育など国民理解の醸成、麦・大豆の供給円滑化、品目ごとの生産性向上や販売力強化、鶏卵安定供給、堆肥の流通利便性向上等による国産肥料の生産・利用拡大、国産飼料の生産・利用拡大、合理的な価格の形成、輸出産地の形成や商流開拓の体制・機能強化、食品アクセスの確保、

食品産業と農林漁業の連携強化等に必要な予算を要求している。

「②農地・人材・技術の強化による農業の持続的・創造的発展」については、地域計画の実現に向けた農地バンクの機能発揮・協力団体との連携による農地集約化、新規就農者の育成・確保、担い手の機械等の導入、農地の大区画化等、水利施設の計画的更新、スマート農業技術の開発・供給、サービス事業者の育成・活動、農研機構の研究開発・機能強化の推進、経営安定対策の適確な実施等に必要な予算を要求している。

「③農村の振興」については、官民共創、農福連携、農泊など「里業」の推進、鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進等に必要な予算を要求している。

「④環境と調和のとれた食料システムの確立」については、みどり認定者の取組定着・拡大のサポートの強化、有機農産物の広域流通に向けた産地形成等のみどり戦略の加速化、2027年国際園芸博覧会の開催等に必要な予算を要求している。

「⑤百年つづく「森の国・木の街」の礎の確立」については、森林の集積・集約化、林業適地での重点的な路網整備と再生林の省力・低コスト化、先進的な林業機械の導入、木材加工流通施設の整備、都市の木造化、特用林産物の競争力強化、木育・森業等の推進、新規就業者対策、花粉症対策、森林整備、治山事業等に必要な予算を要求している。

「⑥海洋環境の激変に適応するための水産業の強靱化」については、資源調査・評価の推進、管理体制の構築、漁船、漁具等のリース方式による導入、水産基盤整備、海業の全国展開等に必要な予算を要求している。

以上が、令和9年度概算要求に係る説明である。

（轟書記長）

2027年度の農林水産省予算概算要求は、3兆1,377億円・対前年度比では136.7%となっており、食料安全保障の強化等に向け、農林水産業の持続可能な成長を実現するための重要な予算である。

また、新たな水田政策や別枠予算とされている農業構造転換集中対策期間において、機動的・弾力的に対応すべき予算など、重要施策が事項要求とされており、十分な予算確保が必要である。

一方、予算要求の方針として、日本成長戦略を踏まえた『「強く豊かな日本」投資枠』や補正予算依存から脱却し恒常的な予算は当初予算に計上するなどとなっているなか、2025年度補正予算を含めれば、96.4%、1,181億円減となっており、食料・農業・農村基本計画の下、新たな水田施策の実施や3年目となる農業構造転換集中対策など、事業の実施に懸念が残る。

農林水産業の持続可能な成長と国民生活の安定にむけた施策の確実な実施、加えて組合員の雇用と労働条件の確保に必要な予算であることから、満額確保に向け最大限の対応を求める。

所管独立行政法人においては、今年度より第6期中長期計画期間等がスタートしたと

ころであるが、目標を達成するためには、運営費交付金及び施設整備費補助金の確保が重要である。

また、効率化係数については、昨年、独法化以降初めて、査定省に効率化係数の見直しを求めたものの、査定段階では認められなかった。

我々としては、期中においても廃止・見直しに向けた対策を引き続き実施する必要があると考える。

さらに、昨今の大幅な賃上げ基調が続くなか、当初予算には前年度の改定分の予算しか措置されていないため、今年度の賃金改定に支障が生じることが懸念される。

そのため、年度内に賃金改定に必要な人件費予算を追加措置できるよう、現在の制度は速やかに見直すべきである。

私からは以上を申し上げ、概算要求の内容についてそれぞれ担当より伺う。

(西山調査交渉部長)

2027年度の概算要求にあたっては、国内投資を通じた潜在成長率の引き上げにつながる施策を実施するとして、『「強く豊かな日本」投資枠』を創設することや補正予算依存から脱却し恒常的な施策は当初予算に計上するなどの基本的方針が示されたが、予算要求の考え方はどのようなになっているのか。

(中尾予算課長)

昨年度の概算要求基準では、裁量的経費は前年度 120%、義務的経費は所要額で要求することとされていた。今年度の概算要求基準では、これに加え、『「強く豊かな日本」投資枠』として、国内投資を通じた潜在成長率の引上げに向けて、日本成長戦略などを踏まえた効果の高い政策を推進するため、要求上限を設けず、事項要求も含め、適切に要求することとされた。

令和9年度概算要求においては、これに即して、新たな投資枠として4,272億円、総額として対前年度比136.7%の3兆1,377億円を要求するとともに、水田政策や集中対策のほか、従来補正予算で措置されてきた食料安保、TPP、国土強靱化に係る経費について事項要求としており、食料安全保障の確保等に向け、農林水産業の持続可能な成長を実現するための予算を要求している。

(西山調査交渉部長)

農林水産予算概算要求の総額は対前年比136.7%となっているが、2025年度補正予算を含めれば、96.4%、1,181億円減となっており、食料・農業・農村基本計画の下、『「強く豊かな日本」投資枠』も活用し、食料安全保障の強化等に向け、農林水産業の持続可能な成長を実現するために十分な予算要求となっているのか。

(中尾予算課長)

令和7年度補正予算(9,602億円)のうち、災害復旧等に係る経費を除いた額は、8,000億円弱であり、これと令和8年度当初予算(2兆2,956億円)の合計額は3.1兆円弱である。今回の要求額(3兆1,377億円)は、この水準を上回り、加えて、事項要求も行うこととしている。

(西山調査交渉部長)

「強く豊かな日本投資枠」の要求について、考え方やどのような要求となっているのか。

また、骨太方針 2026 で「農業構造転換集中対策期間において、機動的・弾力的な対応により別枠で必要・十分な予算を確保」するとされている別枠予算について、5年間で事業規模概ね 2.5 兆円、うち国費概ね 1.3 兆円が必要であるとの見解が示されていたが、これまでの実績と 2027 年度の要求額はどのようなになっているのか。集中対策を実施するために十分な要求となっているのか。

(中尾予算課長)

『「強く豊かな日本」投資枠』については、国内投資を通じた潜在成長率の引上げに向けて、日本成長戦略などを踏まえた効果の高い政策を推進するため、要求上限は設けられず、事項要求も含め要求できることとされた。これに沿って、農林水産・食品分野において、資本ストックの増加や生産性の向上等により農林水産物・食品の供給力を大きく向上させる事業を投資枠の対象とした。

農業構造転換集中対策については、令和 8 年度当初予算までに合計 4,142 億円を措置しているところ。総額 1.3 兆円に達するために、来年度は、令和 8 年度当初予算及び令和 7 年度補正予算の合計額と同程度の予算の確保が必要であると想定しているが、実際に措置すべき具体的な予算規模や内容については、それまでの事業の進捗状況や現場の合意形成の状況を踏まえつつ、農業構造転換を計画的・集中的に進めていく観点から適切なものとなるよう、緻密に検討していく必要がある。こうしたことを踏まえて、概算要求の段階では、「前年度同額＋事項要求」とした。

(西山調査交渉部長)

裁量的経費について、物価や非常勤職員の人件費の上昇を踏まえた十分な要求となっているのか。

また、人件費などの義務的経費は十分な要求となっているのか。

(中尾予算課長)

まず、裁量的経費について、公共事業を始めとして事業ごとに労務単価等の見直しを行うなど資材費等の状況や、非常勤職員の人件費の状況も踏まえた金額を要求している。

また、人件費など義務的経費については、今年度の概算要求基準において、「義務的経費のうち人件費については、人事院勧告を踏まえ予算編成過程で対応。その他の義務的経費については、各経費ごとの義務的性格に基づき所要額を要求。」とされており、これに基づき適切に要求している。

(西山調査交渉部長)

食料・農業・農村基本計画を踏まえた、事業予算を数多く要求しているが、新規業務を遂行する際に必要な超過勤務手当や旅費、庁費などは、十分な要求となっているのか。

また、定年の段階的引上げに伴う定年前再任用を含む短時間再任用について、今

後の希望変更にも対応しうる人件費予算を要求しているのか。

(中尾予算課長)

超過勤務手当予算などの人件費、旅費、庁費等については、各経費の実態等を踏まえ、新規業務を遂行する際に必要となるコストの増加分も含め必要な予算を要求している。

さらに、定年前再任用を含む短時間再任用に必要な人件費についても、今後の希望変更にも対応しうる予算を要求している。

(西山調査交渉部長)

事項要求については、予算編成過程で検討するとしているが、いつ頃とりまとめるのか。

また、その予算規模や特徴など、どのように考えているのか。

(中尾予算課長)

今般、事項要求した各種経費について、例えば、新たな水田政策の創設に当たっては、制度の詳細を決定していくにあたって、今後の政府・与党内の議論を踏まえる必要があるなど、それぞれ検討していく必要がある。

このため、取りまとめの時期や予算規模等は現時点で見通せる段階にないが、機会を逃さず、必要な予算の確保に努めてまいりたい。

(西山調査交渉部長)

フードテック分野（植物工場、陸上養殖、食品機械、新規食品）の官民投資ロードマップを踏まえ、生産性向上等に向けた基盤技術の研究開発とともに、優良な技術の事業化に向けたスタートアップの大規模実証、フードテック企業の海外展開等の取組を総合的に支援するとして増額要求となっているが、地方農政局等及び県域・地域拠点はどのように関わるのか。

(黒井農林水産技術会議事務局研究調整課長)

本プログラムは、植物工場などフードテック分野の事業化・拡大に向け、スタートアップ向け大規模実証や、海外展開支援、基盤技術の研究開発、人材育成などを行う各種事業をパッケージとしてお示ししているものである。

プログラムに含まれる事業ごとに執行方法も異なるが、一部事業（野菜産地加工技術等導入支援事業）は、地方農政局等を経由した執行を想定しており、事業実施主体等との連絡調整や必要な手続を行っていただくことを想定している。

このほか、民間団体向け等の事業を含め、関係者への情報提供等について協力いただきたいと考えている。

(千葉調査交渉部長)

フードテック4分野のスタートアップの革新的な技術の商業化・社会実装に向け、SBI R制度の下、需要創出、量産体制の確立、民間投資の拡大等に資する大規模な技術実証等を集中的に支援する「スタートアップ日本成長戦略フードテック対策」を新規に

要求しているが、農林水産省所管の独立行政法人は、本事業にどのように関わるのか。

（黒井農林水産技術会議事務局研究調整課長）

「スタートアップ日本成長戦略フードテック対策」は、対象事業者をスタートアップ又はスタートアップを核としたコンソーシアムとしている。独立行政法人は対象事業者に含まれていないが、大規模な技術実証にはスタートアップのみならず実証に関係する多様なプレイヤーが参画することが考えられ、コンソーシアムの一員などで独立行政法人が関わる可能性があると考えている。

（西山調査交渉部長）

水田政策の見直しにより、水田活用直接支払交付金の抜本的見直しがされるが、地方農政局等及び県域・地域拠点の関わりに変更はあるのか。

（尾室農産局総務課長）

新たな水田政策による生産性向上への支援については、今回の見直しを踏まえた農業者等への周知などの現場対応業務等を引き続き地方農政局等及び県域・地域拠点で担っていただくことを想定しており、拡充内容に応じた業務増に対する予算措置や定員要求を行っている。

（廣岡畜産局総務課長）

飼料については、今般の見直しにより、飼料作物の生産性向上支援と飼料用米の特別支援を畜産部局で担うことになる。

新たな支援のうち審査・交付の手続きスキームについては、水田への支援事業では現行の水活交付金と同様のスキームで行うこと、また、畑の飼料作物への支援事業については、現行の飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業（通称「エサ活」）を土台としつつ、同事業のスキームで考えている。ただし、飼料作物等に係る審査・交付手続きの照会先は、地方農政局等の畜産担当課に変更となる予定である。

また、現行の水活交付金の業務のうち、地方農政局等の生産振興課が担っている飼料関係に係る制度の周知・照会対応等の業務は、令和９年度以降、畜産担当課へ移管することになるため、各地方農政局等の畜産担当課に専門官を各１人要求している。

（西山調査交渉部長）

中山間地域等直接支払・多面的機能支払の見直しについて、地域計画の見直しと連携した取組みを推進するとしているが、地方農政局及び県域・地域拠点はどのように関わるのか。

（福島農村振興局総務課長）

水田政策の見直しの中で中山間地域等直接支払、多面的機能支払を令和９年度から見直し、事務の手続きを簡素化しつつ、一体的実施を推進することとしており、プッシュ型での取組拡大を進めていくこととしている。

地方農政局には、カバー率の低い市町村等に対し、直接的な働きかけやフォロー、事業の周知を行ってもらうこととしており、すでに先行的に開始しているところ。

県域・地域拠点においても、市町村とのパイプ役として協力をお願いしている。

両支払が連携して効率的な働きかけを行えるよう進めるとともに、地方農政局に係長各 1 人、本省に 1 人を要求しており、負担の軽減に努めてまいりたい。

（西山調査交渉部長）

国内外の高い需要に応えきれない果樹と茶の生産量の維持・拡大を図るため、参入企業や実需等と連携して生産拡大を図る産地による省力樹形・多収品種等への大規模改植・新植や園地整備、果樹の高温障害発生低減に向けた技術的対策の導入、茶の輸出向け栽培等への転換等を支援するとして新規に要求しているが、地方農政局等及び県域・地域拠点はどのように関わるのか。

（尾室農産局総務課長）

我が国の果樹と茶の生産が国内外の高い需要に応えられるようにするためには、既存産地の生産基盤の維持・強化に加え、企業の参入・投資による大規模経営体の形成や、企業（実需等）と生産・販売・加工・輸出等の面で連携して生産量の大幅な拡大を図る産地の育成を図っていくことが必要だと考えている。

このような考えの下、果樹・茶生産飛躍的拡大事業においては、「果樹・茶生産飛躍的拡大プロジェクト」として国が認定した参入企業や産地の取組を対象として大規模な改植・新植等を支援したいと考えているが、本プロジェクトで実効性のある取組を認定するため、都道府県や産地・事業者と連携・調整体制を有する各地方農政局等が認定事務等を担うことを想定している。

認定スキームの詳細等については予算要求プロセスの中で検討していくこととしており、大枠が固まり次第各地方農政局等に説明する予定である。

（千葉調査交渉部長）

スマート農業技術活用促進総合対策について、農研機構が「スマート農業技術の開発・供給促進事業」及び「スマート農業普及のための環境整備」の両事業に引き続き関わることとされているが、これまで担ってきた役割に変更はあるのか。

また、衆議院の附帯決議を踏まえ、研究開発に必要な老朽化施設の修理や基幹的・基盤的技術の研究費等を含め、農研機構からの要望を踏まえた十分な要求額となっているのか。

（黒井農林水産技術会議事務局研究調整課長）

両事業について、農研機構がこれまで担ってきた役割に変更はない。

また、附帯決議の内容を踏まえつつ、スマート農業技術の開発等に必要となる農研機構の老朽化施設の改修等に必要となる予算も要求している。

（千葉調査交渉部長）

農研機構及び国際農研の業務を適切かつ効率的に推進するため、産官学連携のハブ機能強化及び研究開発等の基盤強化に必要な施設の措置を行うこととして新規に要求しているが、両法人からの要望を踏まえた十分な要求額となっているのか。

(黒井農林水産技術会議事務局研究調整課長)

法人の機能強化については、両法人からの要望を踏まえつつ、研究開発の加速化や種苗生産・管理等に必要な施設整備に要する予算を要求している。

(千葉調査交渉部長)

重要品種の育成・普及の基盤強化に向けた連携促進事業について、気候変動等対応品種法に基づく重要品種の迅速な育成・種苗生産に向け、育種素材の共有・活用、栽培実証、人材育成等を支援することとして新規に要求しているが、研究開発に必要な運営費交付金を含め、同法の附帯決議や農研機構からの要望を踏まえた十分な要求額となっているのか。

(黒井農林水産技術会議事務局研究調整課長)

運営費交付金については、中長期計画等の達成に向け各法人の業務に支障がないよう、各法人からの要望を踏まえ、当該年度の業務状況に応じた所要の経費や人件費など必要な額を計上している。

また、気候変動等対応品種法や同法の附帯決議を踏まえ、農研機構や都道府県の品種開発を後押しするため、育種素材の共有・活用、栽培実証、人材育成について、事業実施に必要な額を要求している。

(千葉調査交渉部長)

生産性を抜本的に向上させる革新的な新品種の開発に向け、農研機構は政策ニーズに対応した新品種の開発や分析機器等の整備を行うこととして新規に要求しているが、農研機構からの要望を踏まえた十分な要求額となっているのか。

(黒井農林水産技術会議事務局研究調整課長)

食料・農業・農村基本計画において、2030年度のKPIとして「35品種」の多収化や高温耐性などに資する品種を育成する旨設定しているところであり、この達成に向け必要な予算を要求している。

(千葉調査交渉部長)

花粉の少ない森林への転換促進総合対策のうち、森林総研は、花粉の少ない苗木の生産拡大に取り組むこととされているが、森林総研からの要望を踏まえた十分な要求額となっているのか。

(小林林野庁林政課長)

花粉症対策として、令和5年10月に取りまとめた「花粉症対策初期集中対応パッケージ」に基づく取組を実施するために必要な予算を要求している。このうち森林研究・整備機構に係る予算として、花粉の少ない苗木等の品種開発や原種苗木の増産などについて、森林研究・整備機構とも調整の上、必要な予算を要求している。

また、スギ人工林の伐採・植替え等の加速化、花粉飛散量の予測・飛散防止や、スギ材の需要拡大等についても、公募により事業者を決定する補助事業として、必要な予算を要求している。

(千葉調査交渉部長)

海洋環境の変化に対応した精度の高い資源評価に向け、水研教育機構は調査船によるデータ収集・資源調査を行っているが、今年度は船舶燃油価格の高騰を受け、資源評価を最優先として調査航海を削減されている。次年度は必要な調査をこれ以上削減しないため、今年度以上の予算確保が必要と考えるが、水研教育機構からの要望を踏まえた十分な要求額となっているのか。

(姫野水産庁漁政課長)

水産資源調査・評価推進事業については、水産研究・教育機構とも調整の上、また、燃油価格の高騰も考慮しつつ、来年度に向けて調査船調査等の実施に必要な予算を要求している。

(千葉調査交渉部長)

環境・資源変動に対応した新たな操業形態や漁法、対象魚種の開発等を実現するため、新規に「漁船漁業の新たな操業体制チャレンジ実証事業」が要求されている。水研教育機構が本事業に取り組むこととされているが、水研教育機構からの要望を踏まえた十分な要求額となっているのか。

(姫野水産庁漁政課長)

当該事業内容の検討にあたっては、水産研究・教育機構と十分に調整を行った上で必要な予算を要求している。

(西山査交渉部長)

悪質かつ巧妙化する外国漁船の違法操業等に対して、我が国周辺水域での水産資源の管理徹底及び公海での国際ルールへの遵守徹底のため、万全な漁業取締りを実施するとして増額要求しているが、燃油価格等の高騰により、取締り業務に支障をきたしていることから、万全な漁業取締りの実施に十分な予算額となっているのか。

また、白鷗丸の代船建造費に必要な予算要求はしているのか。

(姫野水産庁漁政課長)

漁業取締関係予算については、実績額だけでなく価格高騰等の情報や各船からの要望に基づき要求し、必要額の確保に努めているところであり、また、白鷗丸の代船建造費についても、必要な予算を要求している。今後とも、万全な漁業取締りを実施するため、必要額の確保に努めてまいりたい。

(西山調査交渉部長)

家畜の伝染性疾病の侵入防止を図るうえで、動植物検疫探知犬 140 頭体制の維持で検疫体制の充実強化を図るとしているが、探知犬 140 頭体制の維持で侵入防止は図れるのか。

また、家畜伝染病予防法改正により、国内における違法輸入畜産物への対応を強化するとしているが、十分な予算は要求されているのか。

さらに、人員不足が深刻ななかで、検疫業務に必要な非常勤職員等の雇用経費については、現場からの要望を踏まえたものになっているのか。

(石岡消費・安全局総務課長)

動植物検疫探知犬については、主要空港、地方空港、国際郵便局などに140頭を配置し、国際郵便物や国際線の到着状況等に応じ効果的に運用しているところである。

また、家畜伝染病予防法の改正を踏まえた国内における違法輸入畜産物への対応については、違法輸入畜産物を取り扱っている疑いのある食材店等へ家畜防疫官が立入検査を実施するために必要な経費を要求しているところである。

さらに、空海港での携帯品検査や郵便物の検査に必要な補助員を配置するための予算は、現場の業務実態や要望も踏まえながら、所要額を継続して要求しているところであり、引き続き検疫体制の充実強化を図ってまいりたい。

(西山調査交渉部長)

国際郵便物を介した病虫害の侵入・まん延を防止するため、国際郵便物の検査を強化するとしているが、どのように強化するのか。十分な予算要求となっているのか。

また、輸出国において実施される検疫措置を監視するモニタリング事業費において、輸入時の精密検定等に必要な機器等の整備にかかる予算は、十分な要求となっているのか。

さらに、2026年夏季要求書回答交渉では、熱中症対策として通気性の良い作業服の導入に向けて検討するとしていたが、十分な予算要求となっているのか。併せて官用車の更新、安全運行に必要なカーナビの更新などの経費は、十分な予算要求となっているのか。

(石岡消費・安全局総務課長)

国際郵便物については、違法な植物の持込みの増大に対応する検査が求められる中、郵便物の開披、検査後の現状復帰といった作業が増大しているところであり、植物防疫官が本来の検査に注力できるよう、これらの作業を担う検査補助員の増員に係る経費を要求している。

また、モニタリング事業費については、リアルタイムPCR等の精密検定機器や分析用試薬に加え、検査補助員の確保に必要な経費についても要求している。

さらに、検疫現場において支障のないよう官用車の更新に必要な額の予算要求を行うとともに、熱中症対策として通気性の良い作業服や、安全運行に必要なカーナビなどの更新に必要な経費についても、植物防疫所全体の予算の中で確保に努めてまいりたい。

(西山調査交渉部長)

食料・農業・農村基本計画を踏まえ、統計データ把握の持続性確保、政策立案・推進に資するデータ分析の効率化・高度化、また、情報システムに係る対応を行うとし、6.92億円の増額要求となっているが、十分な予算要求となっているのか。

(渡邊統計部管理課長)

統計部予算については、統計データ把握の持続性を確保するため、水稻収穫量調査の見直しや現場対応を担う専門調査員の効率的な確保を図るとともに、統計調査のスリム化、民間委託の活用、人工衛星や AI などの新たな技術・手法の導入・拡大を通じて、人手に頼らない統計調査の見直しを進めるほか、政策立案・推進に資するデータ分析の効率化・高度化や、農林水産統計調査の実施に不可欠な情報システムの運用・整備に必要な予算を要求している。

(千葉調査交渉部長)

各独立行政法人が今後も確実に目標を達成するためには、効率化係数の廃止・見直しが必要であるが、今年度の要求はどうだったのか。

今回の概算要求の検討に当たり、各法人に対し、効率化係数の廃止・見直しについて意見は聞いたのか。

(黒井農林水産技術会議事務局研究調整課長)

独立行政法人に交付される運営費交付金は、独立行政法人通則法に基づき、効率的に使用するように努めることが求められており、独立行政法人改革に伴う政府の方針において、一般管理費及び業務経費の具体的な削減、効率化目標を設定することとされている。

令和9年度予算要求においては、昨年度に策定された第6期中長期計画記載の算定ルールに基づき効率化係数を設定のうえ要求している。

なお、期中における効率化係数の廃止・見直しについては、各法人からの意見を聞いたうえで、法人毎の予算執行状況を踏まえながら、法人の業務運営に支障が生じないよう、検討していくこととしたところ。

(千葉調査交渉部長)

各法人の運営費交付金については、昨年度を上回る概算要求額となっているが、各法人からの要望を十分に踏まえた要求額を計上しているのか。

また、これまで除外経費等の拡大を求めてきたところであるが、今回の概算要求においては、どのような対応を求めているのか。

(黒井農林水産技術会議事務局研究調整課長)

所管法人の運営費交付金については、中長期計画等の達成に向け各法人の業務に支障がないよう、各法人からの要望を踏まえ、当該年度の業務状況に応じた所要の経費や人件費など必要な額を計上している。

なお、除外経費についても算定ルールに基づき、法人毎に設定された経費を効率化係数の適用対象から除外し要求している。

(千葉調査交渉部長)

各法人の施設整備費補助金については、要望を十分に踏まえた要求額となっているのか。さらに、各法人について具体的に何の施設整備を要求しているのか。

(黒井農林水産技術会議事務局研究調整課長)

令和9年度概算要求については、各法人からの要望を踏まえ、各法人における事務・

事業の円滑な推進に向け、優先順位の高いものから計画的に整備が進められるよう、必要な予算を要求している。

なお、施設整備について農研機構、国際農研においては、農業構造転換集中対策期間において、産官学連携のハブ機能強化のための農研機構の地域研究拠点施設整備や研究開発等の基盤となる施設の整備・改修を要求するとともに、老朽化施設の改修を要求している。

（石岡消費・安全局総務課長）

農林水産消費安全技術センターにおいては、食品や農業生産資材の検査に必要な老朽化した施設の改修を要求している。

（廣岡畜産局総務課長）

家畜改良センターにおいては、作業の安全性確保及び家畜の育種改良等に必要な施設や高品質なたい肥生産施設、畜産技術等の研修施設等、老朽化した施設の計画的な整備及び機能強化に必要な経費を要求している。

（小林林野庁林政課長）

森林研究・整備機構においては、各研究支所や各地育種場の研究基盤の維持や機能強化のため、老朽化した施設や整備の改修を要求している。

（姫野水産庁漁政課長）

水産研究・教育機構においては、研究施設や教育施設の機能強化・更新を要求している。

（千葉調査交渉部長）

水研教育機構の漁業調査船「北光丸」の代船建造について、物価上昇を踏まえた十分な予算要求となっているのか。安全な航海を行うために老朽化した調査船の計画的な修繕・部品交換に必要なメンテナンス費やドック経費についても、水研教育機構の要望を踏まえた要求となっているのか。

（姫野水産庁漁政課長）

水産研究・教育機構と十分に調整を行った上で必要な予算を要求している。

（千葉調査交渉部長）

農研機構における再雇用人件費について、この間本人の希望どおりの再雇用とするため満額確保を求めてきたが、法人の要望を踏まえた要求額となっているのか。

（黒井農林水産技術会議事務局研究調整課長）

令和9年度概算要求における農研機構の再雇用職員の雇用に要する経費については、農研機構からの要望を踏まえ、必要な予算を要求している。

（千葉調査交渉部長）

非常勤職員等の一時金の支給月数や、遡及分を含む新賃金の改定時期について、国では常勤職員と同様に実施されている一方、FAMICを除く所管5法人では、2020年度以降、予算の確保が厳しい状況にあると聞いているが、今回の要求額は各法人の要望を踏まえたものとなっているのか。

特に、農研機構については、これまで厳しい査定減額を受けてきた経緯もあることから、2027年度予算概算要求の満額確保に向け、最大限の対応を求める。

（黒井農林水産技術会議事務局研究調整課長）

非常勤職員等の雇用・賃金の対応については、各法人において判断されるものであるが、概算要求に当たっては、各法人からの要望を踏まえ必要な予算額を要求しており、厳しい財政状況の中ではあるが、必要な経費の確保に努めてまいりたい。

また、農研機構の運営費交付金等についても、厳しい財政状況の中ではあるが、必要な経費の確保に努めてまいりたい。

（渡邊秘書課調査官）

以上をもって、第1部を終了する。

当局側として第1部のみの対応となる中尾予算課長は退席する。

退 席：中尾予算課長

新規着席：上杉地方課長、峯村経営局総務課長

それでは、第2部を始める。まず、第2部のみの出席者を紹介する。当局側として、上杉地方課長、峯村経営局総務課長である。

「令和9年度機構・定員要求」について、説明させていただく。

お手元の「令和9年度機構・定員要求について」を御覧いただきたい。

令和9年度機構・定員要求については、食料・農業・農村基本計画等の下、農林水産業の構造転換による成長産業化を推進するとともに、日本成長戦略を踏まえ、稼げる農林水産業・食品産業の創出等により、食料安全保障の確保につなげていくため、大きく5つの観点から要求を行っている。

1点目は、農業の構造転換を推進するための体制の強化についてである。

①については、地域計画の継続的な見直しに取り組む市町村への伴走支援を強化し、農地集約化の取組を強力に推進するため、地域計画・農地集約化推進室（仮称）を経営局農地政策課に設置する要求を行っている。

②については、令和9年度からの新たな水田政策を受け、国産飼料の生産性向上を通じ、畜産経営の安定化に資するため飼料増産推進室（仮称）を畜産局飼料課に設置するなど、作物ごとの生産性向上等への支援に向けた体制を強化する要求を行っている。

③については、中山間地域対策や共同利用施設の再編合理化、輸出産地の育成、官民共創の推進等、農業の構造転換を推進するため、地方機関も含めた体制を強化する要求を行っている。

次に、2点目の森林災害への対応と森林資源の循環利用に向けた体制の強化については、新たな森林・林業基本計画の下、林野火災対策、災害時の民有林支援や災害に強い森林づくり、森林の集積・集約化等に向けた森林資源情報の把握・分析の高度化や所有者不明森林対策など、森林に関わる新たな危機への対応と森林資源の循環利用を推進するための体制を強化する要求を行っている。

次に、3点目の適切な資源管理を通じた水産業の成長産業化の実現に向けた体制の強化については、沿岸漁業における高齢化と担い手不足を受け、経営環境の変化にも対応できる経営体育成のため経営体育成推進室（仮称）を水産庁漁政部水産経営課に設置するほか、遊漁を含めた資源管理体制を強化する要求を行っている。

次に、4点目のフードテックの推進のための体制の整備については、日本成長戦略を踏まえ、スタートアップ育成や事業創出の支援を始め、植物工場、陸上養殖、食品機械、新規食品の各領域での施策を推進するための体制を整備する要求を行っている。

最後に、5点目の地域に寄り添う体制の整備については、地域の現場から提起される課題に対し、省内関係部局と協力し、伴走・課題解決に取り組むための体制を整備する振替要求を行っている。

定員要求数については、「令和9年度内閣の重要課題を推進するための体制整備及び人件費予算の配分の方針（令和8年7月30日内閣総理大臣決定）」に基づき、当省の増員要求数の上限である311人のほか、時限要求4人、業務効率化に資するDXに係る要求14人の計329人を要求しており、その内訳は、農業の構造転換を推進するための体制の強化関連が248人、森林災害への対応と森林資源の循環利用に向けた体制の強化関連が48人、適切な資源管理を通じた水産業の成長産業化の実現に向けた体制の強化関連が17人、フードテックの推進のための体制の整備関連が16人となっている。

このほか、地域に寄り添う体制の整備関連については、全て振替であり5人となっている。

なお、地方出先機関に関しては250人を要求しており、そのうち地方農政局・北海道農政事務所に関しては188人となっている。

（轟書記長）

2027年度の機構・定員要求については、食料・農業・農村基本計画が3年目を迎えるなか、食料・農業・農村基本計画に基づく農業の構造転換による成長産業化を推進し、食料安全保障の確保や農業・畜産業の生産基盤の強化等を進められており、さらに、令和のコメ騒動以降、コメの需給や米価の安定に向け、改正食糧法や新たな水田政策の着実な実施に十分な人員を確保することが重要である。

また、食料・農業・農村基本計画に基づく諸施策を着実に実施するためには、今まで以上に本省・地方が一体となった体制整備が重要となる。内閣人事局が公表した2027年度機構・定員等の要求状況では、新規増員数は時限増員を含めて329人に対し、削減数は特例定員を除き297人となっており、純増にはなっているが、多くの職場において

要員不足による厳しい職場実態にあり、新規増員の確保が課題である。こうしたことから、施策の円滑かつ的確な実施と労働条件を維持・改善するために必要な新規増員要求の満額確保に向け、最大限の対応を求める。

このことを冒頭に要請し、具体的内容について担当より伺う。

（西山調査交渉部長）

2027年度機構・定員要求についてである。

食料安全保障の強化等に向け農林水産業の持続可能な成長を実現するとしているが、食料・農業・農村基本計画が3年目を迎えるなか、農業構造転換集中対策をはじめ、諸施策を着実に実行するために必要な要求は行っているのか。

（渡邊秘書課調査官）

食料・農業・農村基本計画等の下、引き続き農業の構造転換を集中的に推し進めるため、農林水産業を取り巻く諸課題に的確に対応し、関連施策を着実に実行するために必要な要求を行っている。

（西山調査交渉部長）

農林水産業の構造転換による成長産業化を推進するとともに、日本成長戦略を踏まえ、食料安全保障の確保につなげていくための体制整備を図るとしているが、PR版以外の本省や地方組織における部や課等の組織改編などの要求はどのようなになっているのか。

（渡邊秘書課調査官）

機構要求については、冒頭説明した要求内容のほか、林野火災対策の強化のための体制整備として、林野庁森林整備部治山課に林野火災対策調整官（仮称）を、持続的な国営土地改良事業の推進に向けた体制整備として、地方農政局に宮城土地改良総合事務所（仮称）、北関東土地改良総合事務所（仮称）、西関東土地改良総合事務所（仮称）、西北陸土地改良総合事務所（仮称）、南近畿土地改良総合事務所（仮称）を、それぞれ設置する要求を行っている。

また、食料・農業・農村基本計画の着実な推進に向け、地方農政局及び北海道農政事務所において、課等の見直しの要求を行っている。

具体的には、地方農政局については、消費・安全部の消費生活課を消費・食育課（仮称）に名称変更し、農産安全管理課と畜水産安全管理課を統合し、安全管理課（仮称）とする要求を行っている。

また、生産振興業務と輸出促進業務を一体的に行うため、輸出促進に関する業務・定員を経営・事業支援部から生産部に移管し、生産部を生産・輸出部（仮称）に名称変更するとともに、経営・事業支援部の輸出促進課を生産・輸出部（仮称）に移管し、同部に輸出拠点の開拓や形成等に係る業務を行う輸出支援課（仮称）を新設する要求を行っている。

また、経営・事業支援部の担い手育成課と経営支援課を統合し、経営・担い手政策推進課（仮称）に、食品企業課を新事業・食品産業課（仮称）に名称変更し、農村振興部に農山漁村における官民共創の推進等に係る業務を行う農村活性化推進課（仮称）を新

設するとともに、土地改良管理課と用地課を統合し、土地改良管理調整課（仮称）とし、統計部の調整課と統計企画課を統合し、統計分析課（仮称）とする要求を行っている。

北海道農政事務所については、生産経営産業部に酪農・畜産に係る業務を行う畜産課（仮称）、みどりの食料システム戦略の推進等に係る業務を行う農業環境課（仮称）、輸出拠点の開拓や形成、輸出証明書発行等に係る業務を行う輸出促進課（仮称）を新設し、事業支援課を新事業・食品産業課（仮称）に名称変更するとともに、消費・安全部の消費生活課を消費・食育課（仮称）に、農産安全管理課と畜水産安全管理課を統合し、安全管理課（仮称）とし、統計部の調整課と統計企画課を統合し、統計分析課（仮称）とする要求を行っている。

さらに、動物医薬品検査所において、国際的業務の一元管理による業務効率化のための体制整備として、新たに国際基準調整課（仮称）を設置する要求を行っている。

（西山調査交渉部長）

今回要求している本省の機構要求の財源について、本省内の振替要求なのか。地方農政局等からの振替要求を行っているのか。

（渡邊秘書課調査官）

本省の機構要求については、本省内の振替要求としており、地方農政局等から財源を拠出していない。

（西山調査交渉部長）

地域計画の継続的な見直しに取り組む市町村への伴走支援を強化し、農地集約化の取組を強力に推進するため、地域計画・農地集約化推進室（仮称）を経営局農地政策課に設置するとしているが、その規模はどのようになっているのか。また、本省の体制強化に伴う地方組織の体制はどのように考えているのか。

（峯村経営局総務課長）

農業者が急減する中で、地域の農地を次世代に継承するためには 10 年後の地域農業の絵姿を地図に具体的に落とし込む地域計画が極めて重要であり、その継続的な見直しに向けて市町村への伴走支援がしっかり行えるよう、国においても体制を整備することが急務となっている。

このため、地域計画の推進に軸を置いた体制とするため、本省においては、経営局農地政策課の農地集積・集約化促進室を地域計画・農地集約化推進室（仮称）とし、1 室長、7 専門官、10 専門職の体制となるよう要求している。

また、地方農政局においては、市町村への伴走支援を主体となっていくため、経営・事業支援部における体制が課長級の地域計画総合調整官（仮称）2 人、専門官 2 人、専門職 2 人になるよう要求している。

（西山調査交渉部長）

新たな水田政策を受け、国産飼料の生産性向上を通じ、畜産経営の安定化に資するため飼料増産推進室（仮称）を畜産局飼料課に設置するとしているが、その規模はどのようになっているのか。また、作物ごとの生産性向上等への支援に向けた体

制を強化するとしているが、どのように本省及び地方組織の体制を強化するのか。

（廣岡畜産局総務課長）

飼料増産推進室（仮称）については、畜産政策として、生産性を向上させつつ畜産農家が求める量及び質の飼料が安定供給されるよう、持続的で効率的な飼料生産体制の構築を推進していくため、1室長5班の体制になるよう要求している。

また、地方農政局等については、飼料作物の生産性向上を推進するため、専門官各1人を要求している。

（西山調査交渉部長）

中山間地域対策や共同利用施設の再編合理化、輸出産地の育成、官民共創の推進等、農業の構造転換を推進するため体制を強化するとしているが、どのように本省及び地方組織の体制を強化するのか。

（渡邊秘書課調査官）

農業の構造転換を推進するための体制の強化として、1つ目に、中山間地域等直接支払いのプッシュ型による取組拡大に向けた体制を強化するため、本省に係長1人、地方農政局に係長各1人を、2つ目に、共同利用施設の再編合理化の推進に向けた審査体制の強化や整備後の施設のあり方を含めた産地形成に係る伴走支援を行う体制を強化するため、本省に課長補佐1人、地方農政局等に課長補佐各1人を、3つ目に、輸出拠点の開拓・形成を推進する体制を強化するため、地方農政局に課長補佐2人、係長4人を、4つ目に、農山漁村における官民共創を推進する体制を強化するため、地方農政局に係長13人を要求している。そのほか、食料安全保障、みどりの食料システム戦略、農村振興、動植物検疫等に対応するため、本省に36人、地方農政局等に134人を要求している。

（西山調査交渉部長）

新たな森林・林業基本計画の下、森林に関わる新たな危機への対応と森林資源の循環利用を推進するための体制を強化するとしているが、どのように体制を強化するのか。また、林野庁の体制強化に伴う地方組織の体制はどのように考えているのか。

（小林林野庁林政課長）

近年、大規模な林野火災が発生するとともに、大雨の激化・頻発化により山地災害が激甚化している。このため、迅速かつ的確な災害対応や、災害時の民有林支援、災害に強い森林づくりなどを推進するため、本庁で調整官1人、係長3人、森林管理局・署で24人の要求を行っている。また、森林情報のデジタル化等による森林資源情報の把握・分析の高度化や、市町村への伴走支援等を通じた森林所有者不明対策の推進のため、課長補佐2人、係長2人の要求を行っている。このほか、林野庁の体制強化に伴い、森林管理局・署においては、業務課題への機動的な対応や業務効率化に必要な体制整備のための振替要求を行っている。

（西山調査交渉部長）

沿岸漁業における高齢化と担い手不足を受け、経営環境の変化にも対応できる経営体育成のため経営体育成推進室（仮称）を水産庁漁政部水産経営課に設置しているとされているが、その規模はどのようになっているのか。また、遊漁を含めた資源管理体制を強化するとされているが、どのように体制を強化するのか。さらに、これらの水産庁の体制強化に伴う地方組織の体制はどのように考えているのか。

（姫野水産庁漁政課長）

漁業者の協業化・法人化を推進するとともに、担い手の確保・育成、事業承継等に一体的に取り組むことで、漁業就業者が減少することを前提として、安定的に漁業生産を続けられる構造へと転換するため、漁業経営の改善・安定を所掌する水産経営課に「経営体育成推進室（仮称）」を設置し、1室長、4班、1専門官の体制となるよう要求しており、本庁で対応することとしている。

また、厳格かつ的確な資源管理を推進していくためには、状況に応じ都道府県や関係団体・遊漁者に対する採捕の抑制指示や停止命令等に係る調整等の業務を行う体制の強化を図る必要がある。また、漁業と遊漁の調整問題が各地で頻発・複雑化しており、問題の解決には全国的な支援体制を構築する必要があることから、本庁に係長4人、漁業調整事務所に係長2人を要求している。

（西山調査交渉部長）

日本成長戦略を踏まえ、スタートアップ育成や事業創出の支援を始め、植物工場、陸上養殖、食品機械、新規食品の各領域での施策を推進するための体制を整備しているとされているが、どのように体制を整備するのか。また、本省の体制整備に伴う地方組織の体制はどのように考えているのか。

（黒井農林水産技術会議事務局研究調整課長）

令和8年9月に技術総括審議官の下に大臣官房に「フードテック戦略推進グループ」を設置したところ。令和9年度機構・定員要求においては、スタートアップ支援や事業創出支援といった横断的課題の対応を行う新事業・食品産業部、輸出・国際局及び技術会議事務局と植物工場等の領域毎の対応を行う新事業・食品産業部、農産局、技術会議事務局及び水産庁において、事業執行や事業者への対応を強化するため、それぞれ本省担当課に必要な定員要求している。

このほか、植物工場に関しては、地方において、本省で整理した知見や先進事例の横展開、事業化に向けた伴走支援等を行うための体制強化として、地方農政局に係長2人を要求している。

また、本省でフードテック事業者の国内外への展開を支援するにあたって、支援策の情報発信や、個別事業者の掘り起こし等にあたっては、引き続き地方組織とも連携して取り組んでまいりたい。

（西山調査交渉部長）

地域の現場から提起される課題に対し、省内関係部局と協力し、伴走・課題解決に取り組むための体制を整備しているとされているが、どのように体制を整備するのか。

また、本省の体制整備に伴う地方組織の体制はどのように考えているのか。

（渡邊秘書課調査官）

農林水産業の課題は「地域の現場」にあるが、こうした課題の中には分野横断的で、地方支分部局等だけでは対応できないものもある。このため、各地方組織が収集した課題等をもとに支援地域を選定し、支援先に定期的に伺い、施策を提案し、その結果を政策の企画立案に生かす体制を大臣官房政策課に整備することを考えている。

なお、本業務は、本省内で対応するものであり、地方組織において新たな業務が発生するものではないことから、地方組織の体制に変更はない。

（西山調査交渉部長）

定員削減・新規増員についてである。

新規増員要求について、「令和 9 年度内閣の重要課題を推進するための体制整備及び人件費予算の配分方針」により、通常要求は 2026 年度要求数を上限とされ、時限要求等を含め 329 人の要求となっているが、農林水産業の構造転換による成長産業化及び日本成長戦略を踏まえ、稼げる農林水産業・食品産業の創出等により食料安全保障の確保にむけ、さらなる増員要求が必要でないのか。

（渡邊秘書課調査官）

当省の要求上限数が 311 人とされている中で、食料・農業・農村基本計画等の下、農林水産業の構造転換による成長産業化や食料安全保障の確保に向け、農林水産業を取り巻く諸課題に的確に対応するために必要な要求を行っている。

（西山調査交渉部長）

新規増員要求について、部局・機関別にどのようになっているのか。

また、別枠のうち、時限要求 4 人の内訳と理由、時限年次はどのようになっているのか。

さらに、業務効率化に資する D X について、その内訳と効率化の内容はどのようになっているのか。

（渡邊秘書課調査官）

部局・機関別の新規増員要求数に関しては、本省庁分は、大臣官房（除く部）12 人、新事業・食品産業部 6 人、消費・安全局 7 人、輸出・国際局 3 人、農産局 6 人、畜産局 4 人、経営局 2 人、農村振興局 7 人、技術会議事務局 6 人、林野庁 8 人、水産庁 18 人である。また、地方出先機関分は、植物防疫所 9 人、動物検疫所 10 人、動物医薬品検査所 1 人、地方農政局 164 人、北海道農政事務所 14 人、農地事業所 10 人、森林管理局及び森林管理署 40 人、漁業調整事務所 2 人である。

時限要求に関しては、配分方針に「時々のニーズに応じて機動的な対応を要するものについては、時限や見直し期限を活用した要求を行う」とされていることを踏まえ、令和 13 年度末期限として、農林水産省ウェブサイトの機能強化・アクセシビリティ改善のための体制整備で大臣官房に 2 人、災害時の民有林支援や災害に強い森林づくりに係る体制整備で森林管理局に 1 人、令和 23 年度末時限として、災害時の民有林支援

や災害に強い森林づくりに係る体制整備で森林管理局に1人の計4人を要求している。

業務効率化に資するDXに係る要求に関しては、農業委員会サポートシステムとeMAFF地図の一体見直しのための体制整備等で大臣官房に8人、食品安全に関するデータ活用推進の強化及び水際検疫へのデジタル技術の導入・推進のための体制整備で消費・安全局に2人、AI等の活用による農業構造転換集中対策の推進等に向けた体制整備で農村振興局に2人、電子植物検疫証明書の導入等による輸出入検査業務の効率化に伴う体制整備で植物防疫所に1人、デジタル社会の実現に向けた体制整備で動物検疫所に1人の計14人を要求している。

(西山調査交渉部長)

農林水産省における2025年度から5年間の定員合理化目標数は1,465人であるが、2027年度の定員合理化数はどのように考えているのか。

(渡邊秘書課調査官)

令和6年7月29日の内閣人事局長通知である「令和7年度から令和11年度までの定員合理化目標数について」において、「各府省は、計画期間の各年度において、別表に定める定員合理化目標数の1／5の員数の定員を合理化することを基本とする。」とされており、令和9年度の定員合理化目標数は293人となる。

また、令和6年6月28日に一部変更された平成26年7月25日の閣議決定「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」において、「各府省は、業務改革の取組を具体的に推進するとともに、組織内における行政需要の変化を反映して、自律的な組織内の再配置に努め、新規増員の抑制を図りつつ、必要な場合には増員要求を行うこととする。」とされており、令和9年度要求においてもこれまでと同様、定員振替にも取り組んでいる。

(西山調査交渉部長)

農林水産省の定員事情が引き続き厳しいなか、県域・地域拠点においてはフルタイム再任用を希望しても殆どが短時間再任用となっているが、職員の希望どおりのフルタイム再任用を配置するためにどのような対応を考えているのか。

また、行政職(二)、医療職及び海事職について、希望どおりの再任用ができるのか。

(川本秘書課長)

フルタイム再任用の配置については、職員が培ってきた豊富な知識、技術、経験等を活かし、その能力を存分に発揮していただく必要があると考えており、各部局の欠員状況を勘案しつつ、人事企画の中で他の人事と同様に、本人の希望等を総合的に勘案し、検討してまいりたい。

また、令和8年度においては、行政職(二)職員6人、海事職(一)3人のフルタイム再任用を実施したところであり、それぞれの職種の欠員状況、職員としての業務経験を踏まえ、雇用と年金の接続が確実に図られるよう適切に実施してまいりたい。

(西山調査交渉部長)

地方農政局、北海道農政事務所、県域・地域拠点についてである。

地方農政局、北海道農政事務所について、要求数は前年度より 21 人多い 178 人となっており、食料・農業・農村基本計画の着実な推進に向け、課等の見直しの要求を行ったとのことだが、施策をより一層推進するための十分な要求数・体制整備となっているのか。また、課等の見直しにより統合される課の体制整備はどのように考えているのか。さらに、県域・地域拠点の体制整備について、どのように考えているのか。

(上杉地方課長)

地方農政局等の定員については、食料・農業・農村基本計画の下、農業の構造転換の集中的な推進に必要な業務（重点化業務）の推進体制を確保するための振替えや 178 人の新規増員について、関係部局と連携しながら必要かつ十分な要求を行っている。

また、課の統合に際しては、現行において親和性の高い組織を対象とし、基本的に補佐以下のポストは現体制を残しつつ、統合後の課に振り替える対応を行っている。

さらに、県域・地域拠点の体制整備にあたっては、本局等と一体となって重点化業務を推進できるような、体制としてまいりたい。

(西山調査交渉部長)

食糧法改正にあたり、多様化するコメの流通実態把握強化のために地方農政局等の人員確保に努めるとする附帯決議が採択されたが、どのような要求となっているのか。

(尾室農産局総務課長)

令和 8 年度に、本省に流通実態の把握の専門の室相当の部署として米流通対策官を設置するとともに、地方農政局等に米流通調査係長各 1 人を設置したところであり、附帯決議を踏まえて、米の流通実態調査を適切に行ってまいりたい。

(西山調査交渉部長)

統計業務の見直しが進められているが、統計調査の精度維持や専門性の継承に必要な定員が確保できる要求となっているのか。

また、水稻収穫量調査の見直しや営農類型別経営統計の実査準備、標本選定など、統計調査を確実に行うための体制整備は図られているのか。

(渡邊統計部管理課長)

統計業務の見直しにおいて、経営統計業務における専門調査員化の拡大や、生産統計業務における人工衛星データや AI といったデジタル技術の活用等、新たな調査手法の本格導入が進むこととなるが、このような中においても、引き続き統計調査の精度維持や専門性を継承するための調査実施体制を構築する必要があることから、令和 9 年度は、これを主導する専門官ポストを各調査原課に新規要求したところである。

このような対応により、統計職員の減少が進む中においても正確な統計データを持続的に作成し提供する組織体制の整備に取り組んでまいりたい。

(西山調査交渉部長)

国営土地改良事業所等についてである。

次年度の事業所、建設所、支所の新設・閉鎖について、どのようになっているのか。

(福島農村振興局総務課長)

国営土地改良事業所等については、転勤に伴う転居回数を低減し、業務の集約化を行うなど、国営土地改良事業を取り巻く厳しい環境に対応するため、新規事業着手地区から順次、国営土地改良事業所と調査管理事務所の機能を併せ持つ土地改良総合事務所の設置を要求していくこととしている。

令和9年度についてはその初年度として、3土地改良調査管理事務所及び2事業所を廃止し、5土地改良総合事務所の設置を要求しているところである。

その他、1土地改良建設事務所及び2建設所の設置を要求し、1建設所及び8支所を廃止することとしている。

これまで同様、事業所等の閉鎖が円滑に行えるよう対応してまいりたい。

(西山調査交渉部長)

国営土地改良事業所等は、前年度より23人少ない10人の要求数となっているが、業務と人員のミスマッチによる人員不足を解消し、事務・事業を円滑に実施するための十分な要求となっているのか。

また、地震や激甚化・頻発化する自然災害が増加するなかで、MAFF-SATにも対応し通常業務にも支障をきたさない十分な要求となっているのか。

(福島農村振興局総務課長)

国営土地改良事業所等については、農業構造転換集中対策の推進等に向けた体制整備や、基幹的な農業用排水施設の権利保全対策等を推進するため、必要な増員要求を行ったところである。

また、近年の自然災害の激甚化・頻発化に対応するため、緊急時における災害復旧支援の促進や、平時における頻発化・激甚化する自然災害等への支援強化の体制整備のための人員が過年度に新規増員されたところであり、令和9年度については、災害対応力の強化に向けた事前防災対策を推進するための3人の要求を行っている。人員の確保に加え、国営土地改良事業の効率的な実施や職員間の技術継承、効率的な災害対応のための土地改良総合事務所の設置を要求しているところであり、今後も引き続き着実に対応してまいりたい。

(西山調査交渉部長)

植物防疫所及び動物検疫所についてである。

植物防疫所は9人、動物検疫所は10人の要求となっているが、水際対策の強化、外国人旅行客や農林水産物・食品の輸出入の増加及び国内防疫措置を含め十分に対応可能な要求となっているのか。

また、家畜伝染病予防法改正では、家畜防疫官に外国食材店への立入調査の権限

等の付与されることから、立入検査の実効性を高めるための体制構築を図るとする附帯決議が採択されたが、どのような要求となっているのか。

(石岡消費・安全局総務課長)

植物防疫所においては、訪日外国人の回復・増加に対応、違法な植物の持込みを阻止するための関係機関との連携強化、重要病害虫の侵入及びまん延防止のほか、電子植物検疫証明書（ePhyto）の導入等による輸出入検査業務の効率化を着実に進めるための体制整備

動物検疫所においては、違法輸入畜産物を取り扱っている疑いのある食材店等への立入検査など、国内における違法輸入畜産物取締りに係る体制整備のほか、各種手続きのペーパーレス化等 DX 化を推進するなどデジタル技術の活用に向けた体制整備

に向けてそれぞれ必要な業務量を精査の上、増員要求を行っているところである。

(西山調査交渉部長)

両職域においては、欠員が多い状況のなか、応援体制による業務運営や厳しいシフト勤務となっているが、2027年度は確実な人員配置が行えるのか。また、育児・介護と仕事の両立に向けても十分な人員配置が行えるのか。

(石岡消費・安全局総務課長)

人員が限られる中で、各所の業務執行体制、業務量等を勘案して配置しているとともに、臨時の応援等により、人員の確保を図っているところである。今後の人員配置についても、新規採用者の確保を図り、業務執行体制、業務量等を十分精査した上で、適切に対応するとともに、代替要員の採用については獣医・畜産関係機関のウェブサイトへの掲載等を行うなどにより、欠員の解消に向け人員の確保に最大限努めてまいりたい。

また、引き続き業務量等を勘案しながら、育児・介護と仕事との両立支援に向けた人員配置の調整や応援体制について適切に対応してまいりたい。

(西山調査交渉部長)

漁業調整事務所、船舶についてである。

漁業調整事務所について、用船における漁業監督官の取締時の安全確保や負担軽減を図るため、複数乗船体制の確立を求めてきたところであるが、十分な要求となっているのか。また、複数乗船体制に向け、どのような体制整備を図るのか。

(姫野水産庁漁政課長)

漁業調整事務所の的確な業務遂行に向けて必要な業務量を踏まえ、我が国漁船の安全な操業を確保するため必要な人員は確保できており、複数名の乗船体制の確立に向けて、引き続き適切な人員配置に努めてまいりたい。

(西山調査交渉部長)

船舶の安全運航や外国漁船に対する取締時の安全確保を図るため、船舶予備員を

含め船舶職員の確実な確保が必要であるが、要求していない理由は何か。

また、欠員の早期解消に向け、どのように改善を図るのか。

さらに、船舶予備員について、乗組員が不測の事態に安心して下船することができるよう、どのように体制整備を図るのか。

(姫野水産庁漁政課長)

船舶職員の欠員については、選考採用等により早期に解消するよう努めてまいりたい。船舶予備員については、病気などにより欠員が生じた場合の交代要員として位置づけられ、その充実が必要なものと認識しており、これまで増隻の状況を踏まえ必要な人員を確保してきたところである。

病気等により下船者が発生した場合には、速やかに予備員を派遣するなど、できる限りの対応を行っており、今後とも、船の運航に支障が生じることのないよう対応してまいりたい。

(西山調査交渉部長)

級別定数改定要求についてである。

行政職（一）の３級・４級・５級定数拡大、地方農政局専門職の４級・５級定数の拡大、行政職（二）の本省５級定数、地方農政局の４級定数の拡大、専門行政職の２級・３級・４級定数の拡大、などを要求してきたところである。また、食料・農業・農村基本計画に基づく施策の着実な実施が求められるなか、地方農政局と同様に北海道農政事務所の職務・職責が高まっているとともに、地方農政局の組織再編により県域・地域拠点も管区機関に位置付けられたが、級別定数の改定要求はどのようなになっているのか。

なお、この間も行政職（二）の運用基準の緩和、海事職（一）及び（二）、医療職（三）の昇格基準の緩和を求めてきたところである。これらの処遇改善が図られる級別定数改定となるよう、最大限の対応を要請する。

(川本秘書課長)

級別定数改定については、職員の処遇改善の観点から、行政職（一）は、年齢構成上多数の職員が偏在する４～６級の中位級を重点に要求した。北海道農政事務所及び地方農政局県域拠点においては、級別標準職務表上の位置付けや新たな施策の着実な実施による職責の高まり等を踏まえ、行政職（二）、専門行政職及び海事職についても、定数拡大を要求したところである。

なお、行政職（二）の運用基準、海事職及び医療職（三）の昇格基準に関し、弾力的な運用を行えるよう、引き続き人事院に要望してまいりたい。

(西山調査交渉部長)

定年の段階的引上げに伴う役降りや中堅・若手職員の昇格ペースが維持できる要求となっているのか。

(川本秘書課長)

定年の段階的引上げにより必要となる級別定数を精査し、中堅・若手職員の昇格

に影響を生じさせない必要数を要求したところである。

(轟書記長)

予算概算要求及び機構・定員要求について、それぞれ説明いただいたが、2027年度予算概算要求は、補正予算を緊急性の高いものに限定し、恒常的な施策を当初予算に集約することや危機管理・成長投資を含む「強く豊かな日本」投資枠については、各省庁の概算要求に上限を設けなかったことから過去最高の143兆円となっており、全体の予算をみればさらに増額となる。また、社会保障費は、高齢化の進展で33兆6千億円、国債費の要求額は想定金利の上昇で36兆6千億円などを要求しているなかで、今後、査定省との間において厳しい折衝が予想される。

私たち全農林の組合員は、農林水産行政を円滑に遂行するため、あらゆる職場で、昼夜を問わず使命感を持って取り組んでおり、良い仕事をするためには労働環境の整備と食料・農業・農村基本計画を踏まえ、着実に施策を推進するための十分な予算・定員の確保が重要である。

私たち労働組合としても年末の政府決定までの間、農林水産省当局に改めて要請書を提出するとともに、現場段階から職場実態の集約に取り組み、職場代表も出席して政党に対する要請行動を実施するなど、予算概算・定員要求の満額確保に向け各方面で様々な取組を展開していくこととしており、当局においても最大限の対応を求める。

(川本秘書課長)

本日は、令和9年度農林水産予算概算要求の概要、機構・定員要求等について意見交換させていただいた。各職場における業務運営上の課題については、職員からの意見等を踏まえ真摯に対応していきたい。

また、本日、食料・農業・農村基本計画の推進に向けた地方農政局及び北海道農政事務所の課の見直しについて説明したが、農業を取り巻く環境が変化する中で、新たな施策や考え方を現場に浸透させるためには、生産者等の現場の意識を変えつつ、多様で新たな関係者の開拓や巻き込みが必要であると認識している。このため、地方農政局及び北海道農政事務所においては、地域の課題を踏まえた施策の企画・立案、県域・地域拠点においては、現場に最も近い立場として、本局や本所とより一体となった施策の推進に取り組んでいただきたい。

今後とも、食料安全保障の強化を始めとした農林水産業を取り巻く諸課題に的確に対応するために必要な予算、機構・定員の確保に努めるとともに、現場の取組をしっかりと後押しすべく、本省・地方機関が一体となって対応していくので、引き続き御協力願いたい。

(渡邊秘書課調査官)

以上をもって、令和8年度第1回労使間意見交換会を終了する。

以 上